

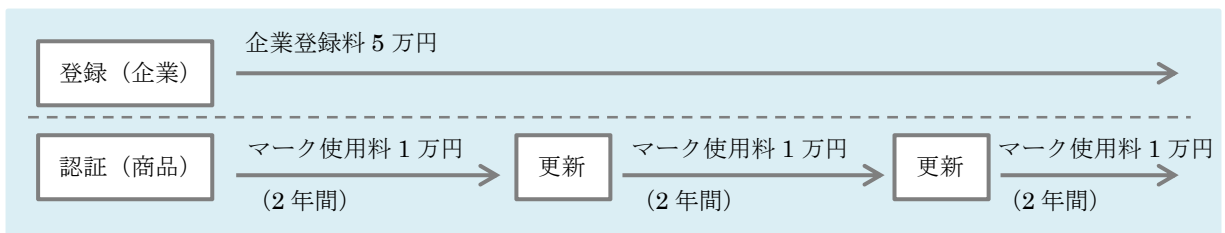
高圧加工食品認証制度 Q&A

- Q1. 食材に高圧加工を施す場合、最終商品に占める当該食材の使用割合（配合ベース）に基準はありますか。
- A1. 基準は設定していませんが、高圧加工食品認証制度で対象とする作用に応じた、最終商品でもたらされる効果について説明を求めています。高圧加工食材の相応な使用が必要となることが考えられます。
- Q2. JANコードがなくても、高圧加工を施している商品は申請できますか。
- A2. 申請できます。業務用の加工食品などが想定されます。ただし、申請・認証される商品の単位はJANコードが付与される商品の区分けと同じ考えとなります。
- Q3. 認証時に納める手数料等はいくらですか。
- A3. 企業登録料は1社につき、大企業は5万円、中小企業は2万円です。認証マーク使用料は1商品につき、1万円必要です。企業登録料は、初回認証時のみ必要です（一度、認証を受けている申請者が、別商品の認証を申請し、認証される場合は、登録料は必要ありません）。
- (例1)【新規】A社（種別：中小企業） 認証を受けたい商品 5商品の場合
- | | | |
|-----------|--------------|-------|
| 認証制度企業登録料 | 2万円 | |
| 認証マーク使用料 | 5万円（1万円×5商品） | 合計7万円 |
- (例2)【追加】B社 認証を追加したい商品 2商品の場合
- | | | |
|----------|--------------|-------|
| 認証マーク使用料 | 2万円（1万円×2商品） | 合計2万円 |
|----------|--------------|-------|
- Q4. 企業登録料は、外注の高圧加工実施者も支払わなければならないのですか。
- A4. 支払は発生しません。申請者のみが支払うものです。
- Q5. 申請から認証されるまでに、どのくらいの期間がかかりますか。
- A5. 申請書受理から認証まで1か月半～2か月程度かかります。認証後に、認証書類（認証番号記載）、請求書（認証制度企業登録料、認証マーク使用料）を郵送します。
- Q6. 認証申請中に認証マークをパンフレット・チラシ等に表示してもいいですか。
- A6. 申請中は、認証マークは表示できません。ただし認証されるまでの期間は、企業の責任において「(一社)健康ビジネス協議会高圧加工食品認証制度 申請中」と表記することは可能です。
- Q7. キャンペーンの為、商品の包装を少し変更します。変更届を提出する必要はありますか。
- A7. 認証基準に該当しない軽微な変更を行う場合は、変更届の提出は不要です。協議会ホームページに掲載している画像を差し替えますので、商品の画像データを提出してください。一時的な改変等の場合の対応は事務局にお問い合わせください。
- Q8. 認証基準に記載の「食品の高付加価値化」とは、どのようなことを指しますか。
- A8. 本認証制度では、消費者の健康維持・増進に資する食品の変化を指します。例えば、食品の3つの機能（1次機能：栄養機能、2次機能：感覚・嗜好機能、3次機能：生体調節機能）の向上等が挙げられます。
- Q9. 認証基準に記載の「高圧加工により、食品にもたらされる効果」の基準はありますか。
- A9. 高圧加工により、食品にもたらされる効果は、信頼できる調査方法で得られたデータで具体的に示され、かつ高圧加工を行わない場合と比較して明らかな差が認められることとして、統計的に有意な差があることが望ましいです。

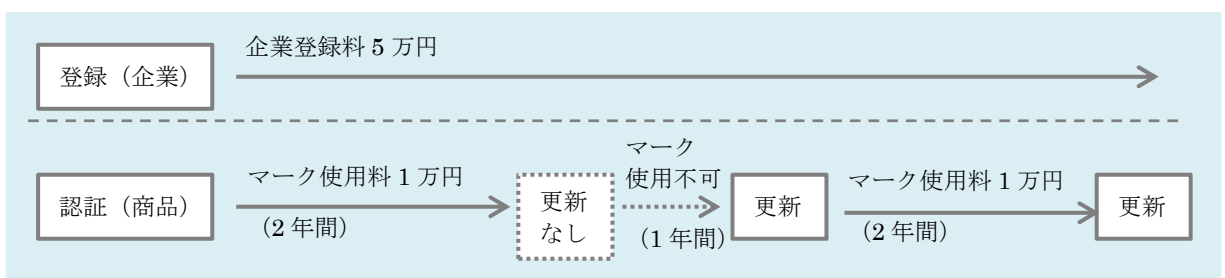
- Q10. 認証期間は2年となっていますが、2年以上認証マークを使用したいときは、更新手続きをする必要はありますか。
- A10. 必要です。認証期間終了日の3か月前から更新手続きを受け付けますので、必要書類を提出してください。なお、協会から認証期間終了前に更新手続きに関する連絡は行いませんので、各自でご留意ください。
- Q11. 認証されてから2年後に更新手続きを行わなかった場合、どうなりますか。
- A11. 認証された日から認証の更新手続きが行われずに5年を経過した場合は、認証者の本認証制度への登録を解除します。

【例】大企業、認証商品1点の場合

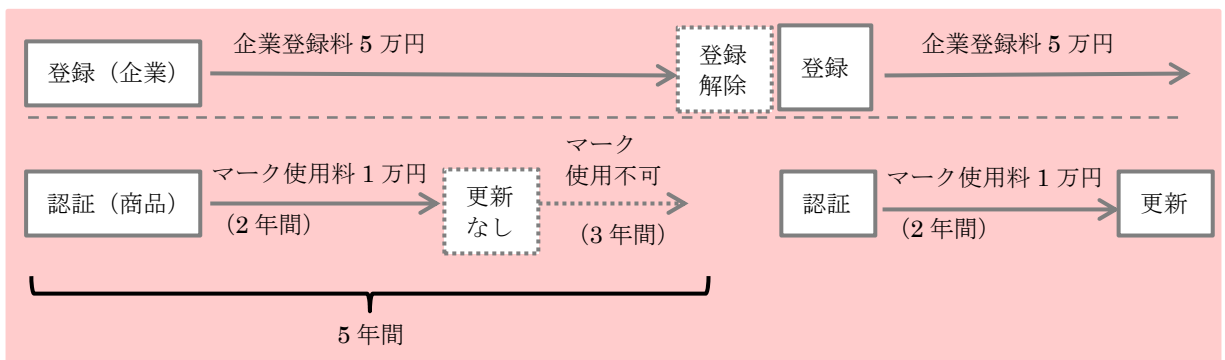
○通常の手続き



○認証2年後の更新を行わなかったが、その1年後に更新手続きを行った場合



○認証2年後の更新を行わずに登録から5年経過した後に、再度認証を受ける場合



<基本の考え方>

